

## 議長

農業委員現在数14名、出席14名、欠席0名、よって、会議は成立致しました。

これより令和2年度第7回青梅市農業委員会を開会致します。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第7番梅田委員さん、第8番町田委員さんを指名致しますのでよろしくお願い致します。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

それでは、前回の総会から今日までの日程行事につきまして御報告致します。

9月2日～9月9日、農振農用地の現地調査

(加藤会長、小峰職務代理、各地区担当委員各位)

9月4日、新任農業委員・推進委員研修会

(農業委員各位、推進委員各位(新任のみ))

: 立川市 女性総合センター

9月25日、西多摩地区農業委員・推進委員研修会

(農業委員各位、推進委員各位)

: 瑞穂町スカイホール

## 議長

次に日程4の議案審議に入ります。

議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件を上程致します。

それでは、整理番号1番について、野村委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号4番 野村です。整理番号1番について、説明します。9月15日に事務局と調査を行いました。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。里芋・トマト・ネギ・オクラ等が栽培され、全体的に畑として問題なく管理されていました。

## 議長

次に整理番号2番について、石川委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号5番 石川です。整理番号2番について説明します。9月14日、事務局と申請人立ち合いのもと、現地調査をいたしました。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。この畑は自宅の前の畑で、栽培作物は、お茶・モロヘイヤ・きゅうり・落花生・ネギ・ウコン等が栽培されておりました。今後は、ダイコン・白菜の種をまくとのこと。草も良好に管理されておりました。

## 議長

整理番号3番から4番について、鈴木清委員説明をお願いいたします。

## 委員

議席番号13番 鈴木です。整理番号3番について説明します。9月17日、事務局と現地調査を行いました。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。現在は、里芋・ネギ・ナス・キャベツ・ブロッコリーが植えられており、草も含めて極めて良好に管理されておりました。次に整理番号4番について、現在、やまいも・落花生等が植えられており、除草に苦労されているようでしたが、昨日、きれいになっていることを確認しました。

## 議長

整理番号5番について、新井委員説明をお願いいたします。

## 委員

推進委員の新井です。整理番号5番について説明します。9月15日、事務局と現地調査を行いました。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。現在は、里芋・大根・ネギ等が植えられており、きれいに耕作されていることを確認しました。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

**議長**

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

**議長**

挙手13名により、可決されました。よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件は原案のとおり証明することに決定致しました。

**議長**

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」5件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」を御説明申し上げます。議案の第2号を御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の      さんから譲受人の      さんへの売買契約でございます。

《議案参照。読み上げる》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号。本案件については、農地所有適格法人となっており  
ますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第3号。本案件については、信託ではございませんので、適  
用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等  
が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、  
農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、  
譲受人およびその従業員は、農作業を行う必要がある日数について農作業  
に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲  
受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の  
合計が30アール（3,000㎡）以上であることが求められます。本案件に  
ついては、譲受人およびその従業員が耕作の事業に供すべき農地は、合計  
30アールを超えておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適  
用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行  
うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件に  
ついては、榊を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総  
合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を  
すべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、9月17日に加藤会長と行いまして、  
調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に、整理番号2番

譲渡人の        さんから譲受人の        さんへの売買契約でございます。

さんにつきましては、整理番号1番と同様の譲受人となっており、  
こちらは今寺2丁目の農地を買い取る旨の申請を受けております。

《議案参照。読み上げる》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るため、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙2》の調査書を御覧ください。

許可要件につきましては、先ほど整理番号1番で申し上げたとおりとなります。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、整理番号1番と同様、9月17日に加藤会長と行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に、整理番号3番

譲渡人の さんから譲受人の への売買契約でございます。

本案件につきましては、先月許可した3条許可申請と同様の譲渡人・譲受人となり、申請農地についても先月分との隣接農地となります。

《議案参照。読み上げる》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るため、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙3》の調査書を御覧ください。

許可要件につきましては、先ほど整理番号1番で申し上げたとおりとなります。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、9月16日に川鍋委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に、整理番号4番

譲渡人の さんから譲受人の さん、 さんへの贈与でございます。

《議案参照。読み上げる》

本案件については、譲渡人の さんが青梅市内から入間市へ転出されたこと、また、隣接する農地の所有者である さん・ さんが一体的に管理していくこと、を理由とした贈与となります。

なお譲受人の さん・ さんは姉妹関係であり、現在の所有農地 3,897 m<sup>2</sup>は全て2人の共有名義となっております。

本案件についても、農地法第3条の許可を得るため、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙4》の調査書を御覧ください。

許可要件につきましては、先ほど整理番号1番で申し上げたとおりとなります。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、9月15日に川口委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

最後に、整理番号5番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの親子間贈与でございます。

《議案参照。読み上げる》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るため、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙5》の調査書を御覧ください。

許可要件につきましては、先ほど整理番号1番で申し上げたとおりとなります。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、9月17日に影山委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番および2番については担当の私から補足説明いたします。

## 委員

議席番号14番の加藤です。8月17日に事務局と現地調査を行いました。申請者は羽村で農業を行っている方ですが、落花生を栽培していく計画ということでした。一生懸命農業をやって頂けると思います。

## 議長

次に整理番号3番について、担当の川鍋委員さん補足説明はございますか。

## 委員

議席番号2番の川鍋です。本案件は先月8月に許可が出た農地の隣接する場所の申請です。特に問題はないと思います。

## 議長

次に整理番号4番について、担当の川口委員さん補足説明はございますか。

## 委員

議席番号9番の川口です。現地は梅の古木がありまして現在は下草刈りがなされている状況でした。

## 議長

次に整理番号5番について、担当の影山委員さん補足説明はございますか。

## 委員

推進委員の影山です。申請人は会社を辞めた後は、本格的に農業に取り組んでいく予定とのことでした。

## 議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」5件は原案のとおり証明することに決定致しました。

## 議長

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を御説明致します。議案の第3号を御覧ください。

本件につきましては、使用借人および使用貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

### 議案第3号

#### 整理番号1番

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第3号 別紙1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は令和2年10月10日から令和5年10月9日までの3年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙2》の調



書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、使用借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また作付計画を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、ジャガイモおよび大根の栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、9月15日に森谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

**議長**

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、森谷委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号 1 1 番の森谷です。9 月 1 5 日、事務局および借人立ち合いのもと、現地調査を行いました。借り人が耕作するようになってからは、有効に活用されており、現在はマルチがはられておりました。更新にあたり問題ないと思います。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。  
本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

ほかに御意見、御質問が無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 1 3 名]

## 議長

挙手 1 3 名により、可決されました。  
よって、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」5 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第 4 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1 件を上程いたします。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を御説明いたします。議案の第 4 号を御覧ください。

《議案参照。読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和2年4月28日死亡のため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、9月23日に鈴木信義委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

#### 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番につきまして、鈴木信義委員さんの補足説明は何かございますか。

#### 委員

推進委員の鈴木です。農地は南側にブルーベリー、北側には里芋・ネギ・人参・サツマイモ等が栽培されており、よく管理されております。

#### 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

#### 議長

ほかに御意見、御質問が無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

#### 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程 5 の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」は、1 件で 1 ページ目に記載されたとおりです。

次に「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」は、4 件で 2 ページ目に記載されたとおりです。

最後に「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」は、2 2 件で 3 ページ目から 5 ページ目に記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了致しました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 16 時から開会致します。